

## 監査公表第27号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年3月27日

新城市監査委員 夏目道弘  
新城市監査委員 柴田賢治郎  
(公印省略)

### 監査結果の措置対象

健康福祉部（こども園）

新城こども園、城北こども園、東郷東こども園、東郷中こども園、東郷西こども園、舟着こども園、八名こども園、作手こども園

### 監査結果報告年月日

令和8年2月10日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和8年3月4日

### 講じた措置等の内容

健康福祉部（こども園）

#### 《意見1》

草刈りや雨樋の詰まり、危険個所の対応などといった施設管理については、園に任せきりにしてしまうのではなく、こども未来課がしっかりと対応されたい。

#### 《措置内容》

施設の管理に関しては、令和7年8月から迅速な対応、明確な修繕箇所・不具合状況の確認、漏れの無い報告のためL o g oフォームを利用した報告受付方法に改め、全ての不具合箇所の一元管理及び把握に努め対応しています。

#### 《意見2》

鳥獣害の侵入については、身体的な危険だけでなく衛生面でも問題があるので、農業課等に相談して対応策を検討されたい。

#### 《検討状況》

農業課鳥獣害対策担当等に相談しながら対策を検討してまいります。

#### 《意見3》

防犯について、地域との繋がりが抑止力につながると思われるので、これまで以上に地域との繋がりを密にしていくよう努められたい。

《措置内容》

地域との繋がりは、園の運営にとっても園児の成長にとっても欠かせないものであるため、区長をはじめ、民生委員・児童委員や周辺住民の方々などに改めて園行事等を案内し、園に関心をもっていただくよう努めてまいります。

《意見4》

大きな地震があったときの対応については、保護者に連絡し引き渡すということは手順書に定めてあるが、保護者が迎えに来られなかった場合の対応についても、統一的に取り決めて手順書に加えられたい。

《措置内容》

震災時等で園に迎えに来ることができない場合の園児の対応については、市指定の避難所へ移動することとしています。このことについて、こども園経営案に追記し見直してまいります。

《意見5》

延長保育や配慮の必要なお子さんが増えており、特に大きな園では職員配置に苦慮されている。将来を見据えて人材確保の対策を検討されたい。

《検討内容》

こども園再編・整備に伴う園の統廃合が進む中で、保育士の再配置を検討していくとともに、保育士養成校との情報共有を密にし、人材確保に努めてまいります。